

H29年度 医療研究開発推進事業費補助金取扱要領に関する新旧対比表

変更後	変更前
<p>(定義) 第3条 本取扱要領において「補助事業」とは、以下のものをいう。 一 ライフサイエンス研究の振興に係る研究開発施設等並びに知的基盤の共用・整備等を促進するために必要な経費を対象機関に補助することにより、ライフサイエンスに関する基礎研究からイノベーション創出に至るまでの科学技術活動全般の高度化及び国の研究開発の効率化を図り、もって科学技術の振興に寄与する事業として別表1から7に掲げた事業 二 治験・臨床研究基盤の整備により、我が国発の革新的な医薬品・医療機器を創出するとともに、最新かつ質の高い医療のエビデンスを発信すること、及び医療機関の体制の整備に必要な経費を補助することにより、国内外の医療ニーズを満たす医療機器開発の推進を図る事業として別表の8から12に掲げた事業 三 ロボット介護機器の早期かつ安価に上市し、大量に介護現場へ導入することで、要介護者の自立支援と介護従事者の負担軽減を実現し、また、ロボット介護機器の新たな市場を創出する事業として別表の13に掲げた事業 四 医療上の必要性が高いにもかかわらず、十分に開発が進んでいない状況にある希少疾患領域において、希少疾病用医薬品の製造販売承認取得を目指す研究開発型企业等による開発を加速化するために、その環境を整備し、開発に係る必要な経費を補助することにより、迅速かつ効果的に希少疾病用医薬品として実用化を推進し、もって対象患者等の治療の実現に寄与する事業として別表の14に掲げた事業 五 医療現場のニーズに応える医療機器について、ものづくり中小企業、医療機関等から構成される共同体による開発・事業化を支援し、国内外の市場拡大・獲得や当該医療機器の利用による医療費の適正化を促進する事業として別表の15に掲げた事業</p>	<p>(定義) 第3条 本取扱要領において「補助事業」とは、以下のものをいう。 一 ライフサイエンス研究の振興に係る研究開発施設等並びに知的基盤の共用・整備等を促進するために必要な経費を対象機関に補助することにより、ライフサイエンスに関する基礎研究からイノベーション創出に至るまでの科学技術活動全般の高度化及び国の研究開発の効率化を図り、もって科学技術の振興に寄与する事業として別表1から6に掲げた事業 二 治験・臨床研究基盤の整備により、我が国発の革新的な医薬品・医療機器を創出するとともに、最新かつ質の高い医療のエビデンスを発信すること、及び医療機関の体制の整備に必要な経費を補助することにより、国内外の医療ニーズを満たす医療機器開発の推進を図る事業として別表の7から13に掲げた事業 三 ロボット介護機器の早期かつ安価に上市し、大量に介護現場へ導入することで、要介護者の自立支援と介護従事者の負担軽減を実現し、また、ロボット介護機器の新たな市場を創出する事業として別表の14に掲げた事業 四 医療上の必要性が高いにもかかわらず、十分に開発が進んでいない状況にある希少疾患領域において、希少疾病用医薬品の製造販売承認取得を目指す研究開発型企业等による開発を加速化するために、その環境を整備し、開発に係る必要な経費を補助することにより、迅速かつ効果的に希少疾病用医薬品として実用化を推進し、もって対象患者等の治療の実現に寄与する事業として別表の15に掲げた事業</p>
<p>3 本取扱要領において「研究者等」とは、事業者に所属または事業者からの委嘱を受け、補助事業における研究開発及び環境整備等の活動に従事する研究者、技術者、研究補助者その他補助事業活動又はそれに付随する事務に従事する者をいう。</p>	<p>3 本取扱要領において「研究者等」とは、補助事業における研究開発及び環境整備等の活動に従事する研究者、技術者、研究補助者その他補助事業活動又はそれに付随する事務に従事する者をいう。</p>

H29年度 医療研究開発推進事業費補助金取扱要領に関する新旧対比表

変更後	変更前
<p>9 本取扱要領において「国の不正行為等対応ガイドライン」とは、国の府省庁が策定する不正行為等への対応に関する指針及びガイドラインを総称している。</p>	<p>9 本取扱要領において「国の不正行為等対応ガイドライン」とは、以下に掲げるものを総称している。</p> <p>ア 文部科学省関係</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」(平成26年8月26日 文部科学大臣決定) ・「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」(平成19年2月15日 文部科学大臣決定、平成26年2月18日改正。その後の改正を含む。) <p>イ 厚生労働省関係</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「厚生労働分野の研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」(平成27年1月16日 科発0116第1号 厚生科学課長決定) ・「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」(平成26年3月31日 厚生労働省大臣官房厚生科学課長決定) <p>ウ 経済産業省関係</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「研究活動の不正行為への対応に関する指針」(平成19年12月26日 制定、平成27年1月15日 最終改正:経済産業省) ・「公的研究費の不正な使用等の対応に関する指針」(平成20年12月3日 制定、平成27年1月15日 最終改正:経済産業省)
<p>11 本取扱要領において「事務処理説明書」とは、補助事業における事務処理のために機構が定める補助事業事務処理説明書(その後の改訂を含む。)をいう。</p>	<p>11 本取扱要領において「事務処理説明書」とは、補助事業における事務処理のために機構が定める補助事業事務処理説明書をいう。</p>

H29年度 医療研究開発推進事業費補助金取扱要領に関する新旧対比表

変更後	変更前
<p>16 本取扱要領において「補助事業計画書」とは、補助事業に関する当該年度についての補助事業計画書(機構の承認を得て変更されたものを含む。)をいう。</p> <p>17 本取扱要領において「補助事業開発成果」とは、補助事業において得られた成果をいう。</p> <p>18 本取扱要領において「知的財産権」とは、以下に掲げるものを総称していう。 ア 特許法(昭和34年法律第121号)に規定する特許権(以下「特許権」という。)、特許法に規定する特許を受ける権利、実用新案法(昭和34年法律第123号)に規定する実用新案権(以下「実用新案権」という。)、実用新案法に規定する実用新案登録を受ける権利、意匠法(昭和34年法律第125号)に規定する意匠権(以下「意匠権」という。)、意匠法に規定する意匠登録を受ける権利、半導体集積回路の回路配置に関する法律(昭和60年法律第43号)に規定する回路配置利用権、半導体集積回路の回路配置に関する法律に規定する回路配置利用権の設定の登録を受ける権利、種苗法(平成10年法律第83号)に規定する育成者権、種苗法に規定する品種登録を受ける権利及び外国における上記各権利に相当する権利 イ 著作権法(昭和45年法律第48号)に規定する著作権(著作権法第21条から第28条に規定するすべての権利を含む)及び外国における上記各権利に相当する権利 ウ 秘匿することが可能な技術情報であって、かつ、財産的価値のあるものの中から、補助事業を実施する事業者及び機構協議の上、特に指定するもの(以下「ノウハウ」という。)を使用する権利</p> <p>19 本取扱要領において「産業財産権」とは、特許権、実用新案権、意匠権及び商標法(昭和34年法律第127号)に規定する商標権をいう。</p>	<p>16 本取扱要領において「産業財産権」とは、特許権、実用新案権、意匠権及び商標権をいう。</p>
<p>(善管注意義務、法令・ガイドライン等の遵守) 第8条 補助事業を実施する事業者は、補助事業の趣旨を踏まえつつ、本取扱要領、補助事業計画書、公募要領、事務処理説明書、機構が補助事業に関して示す通知等の文書の定めを遵守し、補助事業を善良なる管理者の注意を持って、適切かつ誠実に実施するものとする。</p>	<p>(善管注意義務、法令・ガイドライン等の遵守) 第8条 補助事業を実施する事業者は、補助事業の趣旨を踏まえつつ、本取扱要領、公募要領、事務処理説明書、機構が補助事業に関して示す通知等の文書の定めを遵守し、補助事業を善良なる管理者の注意を持って、適切かつ誠実に実施するものとする。</p>

H29年度 医療研究開発推進事業費補助金取扱要領に関する新旧対比表

変更後	変更前
<p>(事業者の表明保証)</p> <p>第10条 補助事業を実施する事業者は、補助事業計画書において、研究開発の責任者として「事業代表者」又はこれに相当する肩書きを付与された者及び事業代表者と研究項目を分担する者として「事業分担者」又はこれに相当する肩書きを付与された者(以下両者を併せて「事業代表者及び分担者」という。)が国の不正行為等対応ガイドラインに基づいて、不正行為等を行ったとして研究機関等による認定を受けた者(但し、研究機関等による認定に基づき、国又は独立行政法人等により、競争的資金等への申請・参加制限を課さないものとされた者及び国又は独立行政法人等により課された競争的資金等への申請・参加制限の期間が終了した者は除く。)ではないことを表明し保証する。</p> <p>2 補助事業を実施する事業者は、国の不正行為等対応ガイドラインに基づく本調査(以下「本調査」という。)の対象となっている者が補助事業計画書における事業代表者及び分担者に含まれている場合には、当該対象者について、交付申請時までには機構に通知済みであること及び当該対象者の取扱いにつき機構の了解を得ていることを表明し保証する。</p> <p>3 補助事業を実施する事業者は、国の不正行為等対応ガイドラインに定められた研究機関の体制整備として研究機関に実施が要請されている各事項につき、遵守し実施していることを表明し保証する。</p>	<p>(事業者の表明保証)</p> <p>第10条 補助事業を実施する事業者は、補助事業計画書において、研究開発の責任者として「事業代表者」又はこれに相当する肩書きの記載をされた者及び事業代表者と研究項目を分担し、かつ、分担した研究項目の遂行に必要な研究資金の配分を受け、これを使用することができる者として「事業分担者」又はこれに相当する肩書きの記載をされた者(以下両者を併せて「事業代表者及び分担者」という。)が国の不正行為等対応ガイドラインに基づいて、不正行為等を行ったとして研究機関等による認定を受けた者(但し、研究機関等による認定に基づき、国又は独立行政法人等により、競争的資金等への申請・参加制限を課さないものとされた者及び国又は独立行政法人等により課された競争的資金等への申請・参加制限の期間が終了した者は除く。)ではないことを表明し保証する。</p> <p>2 補助事業を実施する事業者は、国の不正行為等対応ガイドラインに基づく本調査(以下「本調査」という。)の対象となっている者が補助事業計画書における事業代表者及び分担者に含まれている場合には、当該対象者について、交付申請時までには機構に通知済みであること及び当該対象者の取扱いにつき機構の了解を得ていることを表明し保証する。</p> <p>3 補助事業を実施する事業者は、国の不正行為等対応ガイドラインに定められた研究機関の体制整備として研究機関に実施が要請されている各事項につき、遵守し実施していることを表明し保証する。</p>
<p>(ノウハウの秘匿期間)</p> <p>第10条の2 補助事業を実施する事業者及び機構は、第3条第18項ウに規定するノウハウの指定にあたっては、秘匿すべき期間を明示するものとする。</p> <p>2 前項の秘匿すべき期間は、補助事業における研究開発の終了日の属する会計年度の翌日から起算して5年間とし、当該期間中、補助事業を実施する事業者及び機構は、書面による同意がない限り、ノウハウを第三者に開示又は公表することができない。ただし、ノウハウの指定後において必要があるときは、補助事業を実施する事業者、機構協議のうえ、秘匿すべき期間を延長又は短縮することができる。</p>	

H29年度 医療研究開発推進事業費補助金取扱要領に関する新旧対比表

変更後	変更前
<p>(委託等)</p> <p>第11条の2 補助事業を実施する事業者は、補助事業を第三者に対し委託または第三者と共同して実施することができない。ただし、補助事業を実施する事業者は、機構が補助事業の実施上特に必要であると判断し事前に承認した場合に限り、補助事業の一部につき第三者に委託または第三者(以下これら「第三者」を総称して「委託先等」という。)と共同して実施することができる。</p> <p>2 補助事業を実施する事業者は、委託先等に対して、本取扱要領に基づき補助事業を実施する事業者が機構に負うと同内容及び同程度の義務を負わせるものとし、委託及び共同して実施することに伴う委託先等の行為について、機構に対し、全ての責任を負わなければならない。</p> <p>3 補助事業を実施する事業者が補助事業の一部を委託先等に委託または共同して実施する場合には、補助事業を実施する事業者が本取扱要領を遵守するために必要な事項及び機構が指示する事項について、補助事業を実施する事業者は、委託先等と契約を締結しなければならない。</p> <p>4 補助事業が交付決定の取消しその他の事由により終了した場合、委託先等との契約は当然に終了するものとする。また、補助事業を実施する事業者は、第13条により、機構から補助金の使用の一時停止若しくは中止又は補助事業の一時停止若しくは中止を指示された場合、委託先等に対しても同様の措置をとるものとする。</p>	

H29年度 医療研究開発推進事業費補助金取扱要領に関する新旧対比表

変更後	変更前
<p>(補助事業の中止又は廃止)</p> <p>第13条 補助事業を実施する事業者は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じ、補助事業の全部又は一部を中止又は廃止しようとするときは、機構に対して、様式5による補助事業の中止(廃止)申請書を速やかに提出し、機構のこれに対する承認により、補助事業を実施する事業者は補助事業の全部又は一部を中止又は廃止するものとする。この場合、機構は補助事業を実施する事業者に対し、補助金の使用の全部又は一部を中止を指示することができるものとし、補助事業を実施する事業者はこれに従うものとする。</p> <p>(1) 事業代表者又は分担者の 移籍、長期療養、死亡、その他心身の故障等により、事業代表者又は分担者が補助事業においてその役割を十分果たせなくなった場合</p> <p>(2) 補助事業の成果を出すことが困難と補助事業を実施する事業者が合理的に判断した場合、その他補助事業の遂行上重大な問題が発生した場合</p> <p>(3) 天災その他補助事業を継続しがたいやむを得ない事由がある場合</p> <p>(4) 前各号に類する事由が発生し、補助事業を継続することが適切でない場合</p>	<p>(補助事業の中止又は廃止)</p> <p>第13条 補助事業を実施する事業者は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じ、補助事業の全部又は一部を中止又は廃止しようとするときは、機構に対して、様式5による補助事業の中止(廃止)申請書を速やかに提出し、機構のこれに対する承認により、補助事業を実施する事業者は補助事業の全部又は一部を中止又は廃止するものとする。この場合、機構は補助事業を実施する事業者に対し、補助金の使用の全部又は一部を中止を指示することができるものとし、補助事業を実施する事業者はこれに従うものとする。</p> <p>(1) 補助事業担当者(この「補助事業担当者」とは、計画様式3(補助事業参加者リスト)に氏名の記載があるものをいう。)の移籍、長期療養、死亡、その他心身の故障等により、補助事業担当者が補助事業においてその役割を十分果たせなくなった場合</p> <p>(2) 補助事業の成果を出すことが困難と補助事業を実施する事業者が合理的に判断した場合、その他補助事業の遂行上重大な問題が発生した場合</p> <p>(3) 天災その他補助事業を継続しがたいやむを得ない事由がある場合</p> <p>(4) 前各号に類する事由が発生し、補助事業を継続することが適切でない場合</p>

H29年度 医療研究開発推進事業費補助金取扱要領に関する新旧対比表

変更後	変更前
<p>(秘密保持)</p> <p>第17条の2 補助事業を実施する事業者及び機構は、(i)補助事業の実施にあたり相手方より開示を受け又は知り得た相手方の情報であって、補助事業における研究開発外において独自に保有していた情報又は保有するに至った情報のうち相手方より秘密である旨の書面による明示があった情報及び(ii)補助事業の実施中に発生した情報のうち相手方と秘密にすることを書面にて合意した情報(ただし、第3条第18項ウに定めるノウハウとしても指定された情報の秘匿期間については、第10条の2第1項及び第2項に従うものとする。)(以下「秘密情報」という。)について、相手方の事前の書面による同意がなければ、これを第三者に開示・漏洩してはならない。また、相手方の事前の書面による同意により第三者に開示する場合、当該開示を行う当事者は、自身が本取扱要領に基づき負う秘密保持義務と同内容及び同程度の秘密保持義務を、当該第三者に対して負わせるものとする。</p> <p>2 補助事業を実施する事業者及び機構は、秘密情報に関する資料及び秘密情報を保存した媒体等について適切に管理しなければならない。</p> <p>3 前二項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、本条第1項及び第2項の規定は適用しない。</p> <p>(1) 開示を受け又は知得した時点において、既に自己が保有していたことを証明できる情報</p> <p>(2) 開示を受け又は知得した時点において、既に公知となっていた情報</p> <p>(3) 開示を受け又は知得した後、自己の責めによらずに公知となった情報</p> <p>(4) 正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく取得したことを証明できる情報</p> <p>(5) 相手方から開示された情報とは無関係に独自に開発・取得したことを証明できる情報</p> <p>(6) 公開を前提として相手方から提出を受けた文書に記載された情報</p> <p>4 補助事業を実施する事業者及び機構は、秘密情報について、法令により開示が義務付けられているとき、又は主務省庁若しくは裁判所その他の公的機関に開示を求められたときは、必要かつ相当な範囲でこれを開示することができる。</p> <p>5 補助事業を実施する事業者及び機構は、それぞれ自己に所属する研究者等及びその他の役職員並びに補助事業の遂行・評価等のための委託先等について、その所属を離れた後も含め、本条と同内容及び同程度の秘密保持義務を負わせるものとする。</p>	

H29年度 医療研究開発推進事業費補助金取扱要領に関する新旧対比表

変更後	変更前
<p>(成果の報告等)</p> <p>第18条 補助事業を実施する事業者は、補助事業を完了したとき(補助事業の中止又は廃止の承認を受けたときを含む。)は、補助事業開発成果を様式10による補助事業成果報告書を国の会計年度終了後の5月末日又は事業終了後61日以内に機構が指定する日までに、機構に提出しなければならない。</p> <p>2 補助事業を実施する事業者は、国の会計年度が終了したときに補助事業が完了しないとき(繰越等)は、様式11による国の会計年度終了に伴う補助事業成果報告書を補助金の交付決定を受けた翌年度の4月末日までに機構に提出しなければならない。</p> <p>3 機構が補助事業開発成果について、追跡調査、成果展開調査、発明等及び知的財産権の調査等を行う場合には、補助事業を実施する事業者は、機構による当該調査等に必要の協力を行うものとする。</p> <p>4 補助事業を実施する事業者は、秘匿すべき研究開発成果について、第三者への不正な流出を防止するため、従業員等との間で退職後の取り決めを含めた秘密保持契約を締結するなど、必要な措置をとるものとする。</p> <p>5 補助事業を実施する事業者は、第三者への研究開発成果の不正な流出があった場合には、遅滞なく機構に報告するとともに、不正な流出に関与した者に対し法的処置を講ずるなど、適切に対処しなければならない。</p> <p>(成果の公表)</p> <p>第18条の2 補助事業を実施する事業者及び機構は、第17条に反しない限り、補助事業開発成果(ノウハウを除く)を外部に公表するものとする。</p> <p>2 補助事業を実施する事業者及び機構は、相手方が補助事業開発成果を外部に公表する場合、その公表が円滑に行われるよう互いに合理的な範囲で協力するものとする。</p> <p>3 第1項の規定にかかわらず、補助事業を実施する事業者又は機構による補助事業開発成果の外部への公表が、補助事業を実施する事業者による知的財産権の取得その他各自の事業に支障をきたすおそれがある場合には、補助事業を実施する事業者及び機構は、協議してその対応を決定するものとする。</p> <p>4 補助事業を実施する事業者は、補助事業開発成果を外部に公表する場合、当該成果が機構の補助事業の結果得られたものであることを明示しなければならない。</p>	<p>(成果報告)</p> <p>第18条 補助事業を実施する事業者は、補助事業を完了したとき(補助事業の中止又は廃止の承認を受けたときを含む。)は、様式10による補助事業成果報告書を国の会計年度終了後の5月末日又は事業終了後61日以内に機構が指定する日までに、機構に提出しなければならない。</p> <p>2 補助事業を実施する事業者は、国の会計年度が終了したときに補助事業が完了しないとき(繰越等)は、様式11による国の会計年度終了に伴う補助事業成果報告書を補助金の交付決定を受けた翌年度の4月末日までに機構に提出しなければならない。</p>

H29年度 医療研究開発推進事業費補助金取扱要領に関する新旧対比表

変更後	変更前
<p>(交付決定の取消等) 第21条 機構は、次の各号の一に該当する場合には、第6条第1項の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。 (1)補助事業を実施する事業者において、交付決定を受けるにあたって、不正又は不当な行為を行ったとき (2)補助事業を実施する事業者に、適正化法、施行令の違反があったとき (3)補助事業を実施する事業者に、公募要領又は本取扱要領の重大な違反があったとき (4)補助事業を実施する事業者の研究者等が補助事業において不正行為等を行ったことが事業者又は機構により認定されたとき (5)補助事業を実施する事業者の研究者等について、競争的資金等による研究開発における不正行為等が事業者又は機構により認定されたとき (6)補助事業を実施する事業者が、補助金の他の用途への使用をし、その他補助事業等に関して補助金の交付の決定の内容又はこれに附した条件その他法令又はこれに基づく機構の処分に違反したとき (7)補助事業を実施する事業者について破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算の申立てがなされ又はその原因となる事実が生じたとき (8)補助事業を実施する事業者が、銀行取引停止処分を受け若しくは支払停止に陥り又はそのおそれが生じたとき (9)補助事業を実施する事業者が、差押えを受け若しくは公租公課等の滞納処分を受け又はそのおそれが生じたとき (10)第11条の2に基づく第三者に対する委託または第三者との共同実施がなされた場合において、委託先等において本項第1号ないし第6号に相当する事由が生じた場合</p>	<p>(交付決定の取消等) 第21条 機構は、次の各号の一に該当する場合には、第6条第1項の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。 (1)補助事業を実施する事業者において、交付決定を受けるにあたって、不正又は不当な行為を行ったとき (2)補助事業を実施する事業者に、適正化法、施行令の違反があったとき (3)補助事業を実施する事業者に、公募要領又は本取扱要領の重大な違反があったとき (4)補助事業を実施する事業者の研究者等が補助事業において不正行為等を行ったことが事業者又は機構により認定されたとき (5)補助事業を実施する事業者の研究者等について、競争的資金等による研究開発における不正行為等が事業者又は機構により認定されたとき (6)補助事業を実施する事業者が、補助金の他の用途への使用をし、その他補助事業等に関して補助金の交付の決定の内容又はこれに附した条件その他法令又はこれに基づく機構の処分に違反したとき (7)補助事業を実施する事業者について破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算の申立てがなされ又はその原因となる事実が生じたとき (8)補助事業を実施する事業者が、銀行取引停止処分を受け若しくは支払停止に陥り又はそのおそれが生じたとき (9)補助事業を実施する事業者が、差押えを受け若しくは公租公課等の滞納処分を受け又はそのおそれが生じたとき</p>

H29年度 医療研究開発推進事業費補助金取扱要領に関する新旧対比表

変更後	変更前
<p>(不正行為等に関する制限等) 第23条</p> <p>機構は、補助事業において不正行為等が行われた疑いがあると認める場合(委託先等がある場合には、補助事業に従事する委託先等の研究員その他の者について、補助事業において不正行為等が行われた場合を含む。)には、補助事業を実施する事業者に対し機構の不正行為等対応規則及び機構の指示に従って調査することを要請することができるものとし、補助事業を実施する事業者はその調査結果を文書で機構に報告する。また、機構は、必要に応じて自ら調査することができるものとし、補助事業を実施する事業者は機構の調査に協力する。補助事業を実施する事業者は、補助事業において国の不正行為等対応ガイドラインに基づく予備調査が開始された場合、速やかに機構に報告し、機構と協議して必要な対応を行うものとする。</p> <p>2 補助事業を実施する事業者は自らの調査により、補助事業以外の競争的資金等による研究開発(終了分を含む。)において研究者等(委託先等がある場合には、補助事業に従事する委託先等の研究員その他の者を含む。)につき不正行為等についての本調査が開始された場合及び補助事業を実施する事業者以外の機関による不正行為等についての本調査の開始若しくは認定を確認した場合は、速やかに機構に報告するものとする。</p> <p>3 機構は、補助事業において不正行為等が行われた疑いがあると認める場合(委託先等がある場合には、補助事業に従事する委託先等の研究員その他の者について、補助事業において不正行為等が行われた疑いがある場合を含む。)、又は、前項により補助事業を実施する事業者から補助事業以外の競争的資金等による研究開発において研究者等に関し不正行為等についての本調査が開始された旨の報告があった場合、補助事業を実施する事業者に対し、機構が必要と認める間、補助金の使用の一時停止を指示することができ、補助事業を実施する事業者はこれに従うものとする。この場合、当該不正行為等についての本調査の結果不正行為等が認定されなかったときでも、機構は、補助金の使用停止に基づく損害を賠償する責を負わない。</p>	<p>(不正行為等に関する制限等) 第23条</p> <p>機構は、補助事業において不正行為等が行われた疑いがあると認める場合には、補助事業を実施する事業者に対し機構の不正行為等対応規則及び機構の指示に従って調査することを要請することができるものとし、補助事業を実施する事業者はその調査結果を文書で機構に報告する。また、機構は、必要に応じて自ら調査することができるものとし、補助事業を実施する事業者は機構の調査に協力する。補助事業を実施する事業者は、補助事業において国の不正行為等対応ガイドラインに基づく予備調査が開始された場合、速やかに機構に報告し、機構と協議して必要な対応を行うものとする。</p> <p>2 補助事業を実施する事業者は自らの調査により、補助事業以外の競争的資金等による研究開発(終了分を含む。)において研究者等につき不正行為等についての本調査が開始された場合及び補助事業を実施する事業者以外の機関による不正行為等についての本調査の開始若しくは認定を確認した場合は、速やかに機構に報告するものとする。</p> <p>3 機構は、補助事業において不正行為等が行われた疑いがあると認める場合、又は、前項により補助事業を実施する事業者から補助事業以外の競争的資金等による研究開発において研究者等が不正行為等についての本調査が開始された旨の報告があった場合、補助事業を実施する事業者に対し、機構が必要と認める間、補助金の使用の一時停止を指示することができ、補助事業を実施する事業者はこれに従うものとする。この場合、当該不正行為等についての本調査の結果不正行為等が認定されなかったときでも、機構は、補助金の使用停止に基づく損害を賠償する責を負わない。</p>
<p>(存続条項) 第34条 第8条、第9条、国の不正行為等対応ガイドライン並びに機構の不正行為等対応規則及び利益相反管理規則において補助事業の終了後の対応にかかる義務に関する規定、第11条の2第2項、第15条から第20条、第23条から第26条、第27条第3項、第4項、第28条から第35条の規定は、補助事業の当該実施年度終了後及び補助事業終了後も、期間が規定されている場合にはその期間に従い、期間が規定されていない場合には各条項の遵守に必要な限りにおいて存続する。</p>	

H29年度 医療研究開発推進事業費補助金取扱要領に関する新旧対比表

変更後	変更前
<p>(管轄) 第35条 補助事業に関連する両当事者間の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。</p>	